



廉希憲について：元代における色目人の改姓と漢化 (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-09-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 光朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00006283

廉希憲について — 元代における色目人の改姓と漢化 — (1)

山 本 光 朗

北海道教育大学旭川校史学研究室

On Lian Hsi-hsien 廉希憲 — Changing of his Family Name and Sinicization in Yüan Times — (1)

YAMAMOTO Mitsuo

Study of History, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

概 要

中国史の中でも特に異色な、モンゴル帝国～元初の時代のモンゴルの中国支配の特色については、少数の支配民族であるモンゴル人が漢文化に対抗するため中央アジアの文化を移入し、色目人に第2位の地位を与え自己の協力者としたとするのが一般的見解であるが、全く逆の傾向もあった。色目人に位置づけられたウイグル民族の廉希憲一族は、父、布魯海牙が河北に住するなかで、その官職名の廉訪使の一字を取って、中国的な「廉」姓に一族を改姓させ、契丹族石抹氏出身の母は、廉希憲に儒学を学ばせ、廉希憲はさらに漢人儒士の王鶚から宋学を学び、それを為政に反映させてゆく。廉希憲は一方で、民族的名称であるウイグル名忻都の名を持ち、妻はウイグル人と女真族完顔氏から迎えており、彼らの民族的アイデンティティーを保持した形跡がある。廉希憲一族のこのような「漢化」の次第から、廉希憲を新たな「中華民族」の形成者とみなす傾向があるが、この人物は「天下一家」というさらに広い世界的視点に立った人物と見るのが妥当である。

はじめに

元朝の名臣の中でも、「宰相中の真宰相，男子中の真男子」と、モンゴルの宰相で武将のバヤン（＝淮安忠武王）に言わしめた廉希憲は、ウイグル族出身で、ウイグル王（イドウクト）がチンギス・カンに帰順した時に降ったウイグル貴族、布魯海牙が父で、廉希憲にはウイグル名があり、後述するように忻都がその名であった。廉希憲は、辛卯の歳（1231年）5月25日に、モンゴル統治下の燕京で生まれ、至元17年（1280年）11月19日に、大都宛平県で死去した。50歳であった¹。同じく元朝の名臣であった、女真族の趙良弼

1 元明善「平章政事廉文正王神道碑」（『国朝文類』巻65所収）に「是夕王薨，至元十七年十一月十九日也。春秋五十。越

(1217-1286年)より14歳ほど若く、その出身民族ウイグル族は、周知のように、モンゴル支配時代の漢地のヒエラルキーにおいて4階級のうちで上から2番目の「色目人」に分類された。

趙良弼や、著名な契丹人耶律楚材などは、「漢人」として第3階級に分類され、特に趙良弼などはその父兄がモンゴル軍により殺され、さらに彼らの王朝自体が滅ぼされた金の支配民族、女真族であったのに対して、ウイグル族出身の廉希憲は、モンゴル族に次ぐ地位を占めた色目人だったわけで、その意味では、女真族・契丹族などより上のステータスにあった人物であったと言える。

ところで、廉希憲は、モンゴル支配時代において、このように支配民族側に属したにもかかわらず、「漢人」側の儒学など漢文化を学び、また廉希憲なる漢名も持った。民国から中華人民共和国の著名な歴史家、陳垣は、

元の色目人中で理学の名臣と称するに足る者は、廉希憲をもって第一とする。廉希憲の系譜はウイグル族から出ている、中原からはるかに遠く、(儒学者の)高智耀がタングート族出身であったのと較べても、華化の恩恵にあずかるのは2倍、難しかったはずである。にもかかわらず、廉希憲の篤信好学の姿勢は、高智耀を上回る。尊ぶべきである。

と述べ、廉希憲を「理学の名臣」として絶賛した²。漢民族以外の民族出身者ながらも、理学(=宋学)を学ぶことを喜んだこと、その学問を背景として「名臣」としてモンゴル君主クビライに良き政治を行わせたこと、この2つの面を評価したわけである。これ以後の、廉希憲に対する評価の基本はこのパターン上にあると言ってよく、こうした評価の基調は、「中国の歴史的発展を推進した名臣」の一人、という形で現代まで続いている³。

なお、そうは言っても、その後の研究において廉希憲に対する見方が深化しつつあることも事実で、例えば、王梅堂「元代内遷畏兀儿族世家 — 廉氏家族考述」などは、廉希憲の家族・一族について概略的な検討を行い、廉希憲一族が、元代の諸民族との間で姻戚関係を持ち、多くの民族が連なった形の「門閥貴族」に変化していった様子を述べるなど⁴、また王紅梅・楊富学「論元代畏兀儿儒学」は、廉希憲などのウイグル民族出身の儒学者がモンゴルの支配にどのように関わったのかを論じた⁵。このように、廉希憲と彼の生きた金末元初の時代に対する見方が、より幅広くなってきたことも事実である。

ただ、これらの研究の多くに共通しているのは、やはり、廉希憲を理学(宋学)的教養を身につけた中国文化の発展に寄与した人物、すなわち中国文化的な人物と見て、結局は殆ど漢民族の側からしかこの人物を評価していないという点にあり、上の陳垣の視点を殆ど超えるものではないというところにあるように思われる。

小稿では、こうした点をふまえ、廉希憲のウイグル民族としての民族的特徴、彼の民族的アイデンティティということにも注意して、先行研究も参照しつつ廉希憲の事跡について考察してゆく。

私はかつて拙稿「趙良弼と元初の時代」において、中国史の動乱時代の中でも特に異色なこの時代について、

金末元初という時代は、異民族政権の再度の交替という混乱・緊張の時代であった。この時において、程朱の学を奉

某日、葬於宛平之西原」とあることによる。

2 陳垣『元西域人華化考』(初出1935年、世界書局)、巻2。

3 例えば、『影響中国歴史進程の100人』36(吉林攝影出版社)など。

4 王梅堂「元代内遷畏兀儿族世家 — 廉氏家族考述」(1999年、『元史論叢』第7輯)。

5 王紅梅・楊富学「論元代畏兀儿儒学」(2009年、『蘭州学刊』2009-10期)。

じた漢人士人達の一部のきわめて強い傾向として、学問する者の現実社会に対する姿勢、すなわち彼ら自身の経世済民の姿勢を自ら厳しく問う、鋭い社会意識のようなものが存在したのではないかと私には思われる。

と述べたことがあるが⁶、ウイグル族出身の廉希憲という人物に関しても、こうした時代風潮がなんらかの形で強く影響していた可能性が高い。その意味では廉希憲は、私が以前扱った、趙良弼や漢民族の劉秉忠と、どこか似た歴史的役割をもった人物であったのではないか、というのが私の見通しである⁷。小稿のもう一つの目的は、こうした点について明らかにすることである。

なお、この「廉希憲について — 色目人の改姓と漢化 — (1)」においては、廉希憲の両親および彼の若年期について検討を加える。

1 廉希憲一族の漢姓への改姓

(1) 廉希憲の父、布魯海牙

ここではまず、ウイグル族出身の廉希憲の父、布魯海牙と、この人物が行った漢姓への改姓の経緯について見てゆく。

廉希憲の父、布魯海牙（生没年1197-1265年。孛魯海牙、布魯凱などとも表記されるが、ウイグル名は Bulat-Qayaか⁸）は、『元史』卷125・布魯海牙伝によれば、文武に通じるとともに、後にモンゴル帝国の断事官（jarghuchi）になった時、

時に断事官は生殺を専らにするを得、多く勢いに倚りて威を作す。しかれども布魯海牙は小心謹密にして、用刑に慎む。

（時断事官得専生殺、多倚勢作威。而布魯海牙小心謹密、慎於用刑。）

と記されたように、きわめて慎重な勤務ぶりの人物であった⁹。

また、『元史』布魯海牙伝によれば、

布魯海牙は、性は孝友なり。大宅を燕京に造りて、畏吾国より母を迎え来居せしめ、これに事う。禄を得るも私室に入れず。幼時、叔父の阿里普海牙、これを欺き、ことごとくその産を有せり。貴顕なるに及び、室を宅の旁に築き、阿里普海牙を迎えこれに居らしむ。弟の益特思海牙、宿憾をもって言を為せば、常にこれを慰諭し、ついに間言なし。（布魯海牙、性孝友、造大宅於燕京、自畏吾国迎母来居。事之、得禄不入私室。幼時叔父阿里普海牙欺之、尽有其産、及貴顕、築室宅旁、迎阿里普海牙居之、弟益特思海牙以宿憾為言。常慰諭之、終無間言。）

6 拙稿「趙良弼と元初の時代」（『アジア史学論集』第4号、2011年）、p.41参照。

7 拙稿「趙良弼と元初の時代」、および「元の功臣劉秉忠について(1)」（『北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）』63-1、2012年）参照。

8 布魯海牙の名をウイグル語のBulat Qayaに仮定的に当てたのは、山田信夫著、小田壽典・P.ツィーメ・梅村坦・森安孝夫編『ウイグル文契約文書集成』（1993年、大阪大学出版会）、pp.253, 274.を参考にしたものである。また布魯海牙の父は台吉海牙で、祖父は牙児八海牙で「海牙」が共通している。Juvainiによれば、ウイグル王がチンギス・カンに臣従した時、派遣した使者の一人にQut Altmiš Qayaなる者がいた（Boyle, J., *The History of the World-Conqueror, by 'Ata-Malik Juvaini*, 1958, Manchester, p.45, n.7. 及び村上正二訳註『モンゴル秘史・3』（1976年、平凡社東洋文庫294）、pp.85-86、注7参照。

9 『元史』卷125・布魯海牙伝。

とあり、きわめて家族・一族を大事にする畏吾（ウイグル）人であった。

出身地は、いわゆる西ウイグル国の首都、北庭（Bishbalik）で¹⁰、父の名は吉台海牙、祖父は牙児八海牙といい、二人は代々、功績があり西ウイグル国王に仕えた¹¹。

布魯海牙は幼くして親を亡くしたので、母方のおじのもとで学問をし、ウイグル文を善くして、また騎射に卓越した。その後、ウイグル国王がモンゴル帝国に内附するのに従い行き（13歳）、その後18歳でチンギス・カンの宿衛（ケシク）に入った¹²。当時の西ウイグル国王は、イドウクト（イディクト）の称号を持つバルジュック・アルト・テギンで、そのモンゴル帝国への内附は1209年のことであった¹³。なお、元末明初の陶宗儀『輟耕録』の巻2「以官為氏」では、「王（＝廉希憲）之父、諱、布魯凱（＝布魯海牙）は回鶻の王たり、朝に帰す」と記すが、その根拠は不明である。チンギス・カンの宿衛（ケシク）に入ったというから、布魯海牙はウイグル貴族の家系に属した可能性が高い。

その後、23歳の時、布魯海牙はチンギス・カンの西征（1219-24年）に従軍し、労苦を厭わず働いたという事で羊・馬・氈帳を与えられ、また（西遼）の居里（菊兒、＝直魯克（チュルク）？）可汗の戚族の石抹（または耶律）氏を配せられた¹⁴。西ウイグル国は、モンゴルに従属する前に西遼の支配下にあったが、遼の王族耶律氏の婚姻氏族であった石抹氏の中には、初めからモンゴルに従属した石抹明安や石抹也先などの一族がおり、ウイグル族布魯海牙はこうした遼の契丹族石抹氏の女性を妻として迎えたわけである。

この契丹族出身の妻は、元中期の文人官僚であった元明善の「平章政事廉文正王（＝廉希憲）神道碑」において、

妣は石抹氏、魏国夫人を追封さる。司徒の十三男子、魏国の男は、曰く希閔、正奉大夫・蘄黄等路宣慰使なり。次はすなわち王なり。（妣石抹氏、追封魏国夫人。司徒十三男子、魏国之男、曰希閔、正奉大夫・蘄黄等路宣慰使。次即王。）

と言われた「魏国夫人」のことで、廉希憲の生母であって、『元朝名臣事略』巻7・「平章廉文正王」条所収、「河内高公撰家伝」では、

孝懿（＝父の布魯海牙）、北上し、魏国夫人は、留まりて中山に居り。豪奴の兩人あり、酒に酗して悪言を出す。公（＝廉希憲）、曰く、「これ我を幼しとなすなり」と。すなわち府獄に械繫し、これを杖せしむ。家人、悉く震懼し、あえて諱する者なし。（孝懿北上、魏国夫人留居中山。有豪奴兩人、酗酒出悪言。公曰、是幼我也。即械繫府獄、杖之。家人悉震懼、無敢諱者。）

と記されている。これによれば、廉希憲が少年期に、父、布魯海牙が「北上」した時、魏国夫人と中山府¹⁵

10 廉希憲一族がかつて北庭に在住していたことについては、元明善「平章政事廉文正王神道碑」に「王姓廉氏、諱希憲、字善輔、北庭人」とあることに拠る。いわゆる西ウイグルの首都北庭については、安倍健夫『西ウイグル国史の研究』（1955年、彙文堂書店）、pp.6-7参照。

11 『元史』布魯海牙伝に、「布魯海牙、…祖父児八海牙、父吉台海牙、俱以功為其国世臣」とある。

12 以上は『元史』布魯海牙伝に拠る。

13 安倍健夫『西ウイグル国史の研究』、pp.4-6参照。

14 『元史』布魯海牙伝、および『新元史』列伝52・布魯海牙伝では、それぞれ人名などで異同がある。この点については屠寄『蒙兀児史記』が巻79・廉希憲伝において、「遼帝世昏於石抹氏即蕭氏、遼史可考」と述べ、石抹氏であれば西遼の皇帝の娘の筈はなく、皇帝一族＝耶律氏の姻戚氏族であった蕭氏でなければならないと指摘していて、参考になる。

15 『元朝名臣事略』巻7には、「山中」とあるが、姚景安点校『元朝名臣事略』（1996年、中華書局）により、「中山」に改める。

に住み、少年ながら、酒に狂った豪奴2人を府獄で杖せしめたことがあったが、その時に希憲が侍した人として生母魏国夫人が登場する。

布魯海牙は、太宗オゴデイ・カンの治世（1229-41年）の初めに、下の『元史』布魯海牙伝が記しているように、

太祖、崩じ、諸王、来会す。選ばれて燕京に使し、財幣を総理す。使、還り、莊聖太后、その廉謹なるを聞き、名をもって太宗より求め、凡そ中宮の軍民匠戸の燕京・中山に在るものは、悉く命じてこれを統べしむ。又、賜うに中山の店舎園田・民戸二十をもってし、真定路達魯花赤を授けらる。（太祖崩、諸王来会。選使燕京、総理財幣。使還、莊聖太后聞其廉謹、以名求於太宗、凡中宮軍民匠戸之在燕京・中山者、悉命統之。又賜以中山店舎園田・民戸二十、授真定路達魯花赤。）

モンゴル諸王がカラコルムに来会している間に、モンゴル統治下の燕京に使し、燕京で「財幣を総理」した。これは、太宗元年（1229）に行われた、耶律楚材による河北漢民の戸毎の税賦調査に従事したものと見られる。そしてそれがどれくらいの時日を要したかは不明であるが、それが終わった時、トゥルイの妃、莊聖太后ソルクタニに取り立てられ、彼女が所有する軍民匠戸のうち燕京・中山にあるものを統括する任務にあてられた。そして、彼女が真定路中山府（定州）にもつ店舎・園田と民戸20戸を賜り、真定路の達魯花赤（darughachi）を授けられたのである¹⁶。

真定路の達魯花赤就任については、『元史』巻2・太宗紀の8年（1236年）7月条の次の記事、

詔して真定の民戸をもって太后の湯沐に奉ぜしめ、中原諸州の民戸は、諸王・貴戚・斡魯朶に分賜せしむ。拔都は平陽府、茶合帯は太原府...。耶律楚材、その便にあらざるを言う。遂に各位に命じてただ達魯花赤を設けるのみにして、朝廷は官吏を置き、その租を取し、これを頒し、詔を奉ずるにあらざれば、兵賦を徴するを得ざらしむ。（詔以真定民戸奉太后湯沐、中原諸州民戸、分賜諸王・貴戚・斡魯朶。拔都、平陽府、茶合帯、太原府...。耶律楚材言非便。遂命各位止設達魯花赤、朝廷置官吏、取其租頒之、非奉詔不得徴兵賦。）

があって、「太后」＝莊聖太后＝中宮が同じ人物なのは明らかなので、真定が、故トゥルイの妃、莊聖太后の湯沐地であって、年次は不明ながら、その達魯花赤に布魯海牙が任じられたことが確認出来る。

これらのことから、ウイグル人布魯海牙は、クビライもそこに属したトゥルイ家と、親密な関係を持った経歴の人物であったことが分かる。後にクビライの治世になり、布魯海牙が真定宣撫使そして順天等路宣慰使になったのも、息子の廉希憲とその一族がクビライの厚い信頼と待遇を得たのも偶然ではない。また、上で見た、魏国夫人が少年期の廉希憲に「中山」において「明師」につき儒学を学ばせた背景には、以上のような経緯があって、この地に布魯海牙の宅地が設けられたからと解すべきであろう。

なお、上の記事にあるように、モンゴル貴戚などへの中原諸州の民戸の分賜は、太宗8年（1236年）7月に、耶律楚材の反対により中止され、朝廷が取租し一部を分賜する仕方となり、モンゴル貴戚らは自らが任命したダルガチ（達魯花赤）を置くだけになった¹⁷。

このように、布魯海牙は、中山府（定州）に自己所有の「店舎・園田と民戸20戸」を持ちつつ、真定路の

16 『元史』布魯海牙伝、参照。

17 この耶律楚材の施策・税収法については、安部健夫「元時代の包銀制の研究」初出1954年、同「元代通貨政策の発展」初出1939-40年、いずれも安部健夫『元代史の研究』（1972年、創文社）所収、pp.113-119、404 参照。

達魯花赤になったわけであるが、その後（あるいは、それ以前のことであったかも知れないが）、辛卯歳（太宗3年、1231年）に、布魯海牙は燕南諸路廉訪使に任じられ、その後まもなく断事官（jarghuchi）を授けられた。『元史』布魯海牙伝の、

辛卯、燕南諸路廉訪使を拜し、金虎符を佩き、民戸十を賜う。いまだ幾もせず、断事官を授けらる、使職は故の如し。...初め布魯海牙、廉使を拜するに、命下るの日、子の希憲、たまたま生る。喜びて曰く、「我聞く、古は官をもって姓となす、天その廉をもって吾が宗の姓となすか」と。故に子孫、みな廉氏を姓とす。（辛卯、拜燕南諸路廉訪使、佩金虎符、賜民戸十。未幾、授断事官、使職如故。...初布魯海牙、拜廉使、命下之日、子希憲適生。喜曰、我聞、古以官為姓、天其以廉為吾宗之姓乎。故子孫皆姓廉氏。）

という記事によってこのことが分るが、さらに、同じ頃、息子の廉希憲が生まれ、その頃に布魯海牙は「廉」姓への改姓を決意するが、このことは次節において見る。

布魯海牙は断事官（jarghuchi）と、漢称の燕南諸路廉訪使を帯びた後、下の『元史』布魯海牙伝によると、

征討の際、軍籍に隸する者は、行役に憚り、往往、人を募りてこれに代らしむ。また軍中に逃帰する者多し。朝廷、制を下し、代ることを募るものは杖百、逃帰するものは死せしむ。（燕南諸路廉訪使・断事官）布魯海牙と断事官のト只児に命じて、順天等路を按じ、州県に至るに及び、人の代ることを募る者、万一千戸、逃ぐる者十二人を得。（征討之際、隸軍籍者、憚於行役、往往募人代之。又軍中多逃帰者、朝廷下制、募代者杖百、逃帰者死。命（燕南諸路廉訪使布・断事官）魯海牙与断事官ト只児、按順天等路、及至州県、得募人代者万一千戸、逃者十二人。）

とあり、同じく断事官であったモンゴル族のト只児（Buġir）¹⁸とともに、順天路（＝保定路、保州）等において漢人の軍籍に関する調査を行った。この調査は、モンゴル族とウイグル族の2人の断事官により行われたものであるが、漢地の実情等を理解出来たのはやはり漢地に住居を構えた布魯海牙の方で、実質的には布魯海牙が主導したものと見られる¹⁹。つまりモンゴルのジャルグチ（断事官）はこの地域では、モンゴル人のブジル（ト只児）とウイグル人布魯海牙の2人体制であって、つまりモンゴル人＋色目人の体制で職務を行ったわけであるが、それはモンゴル人ジャルグチが上位のジャルグチとして監察等を行う体制が制度化されていたからではないかと思われる。なお、私は、漢称の廉訪使はモンゴルの断事官（jarghuchi）とパラレルな職掌であったのではないかと考えている²⁰。

(2) 「廉訪使」の任官と漢人姓への改姓

布魯海牙は、前節で見たように、辛卯の歳（太宗3年、1231年）に、燕南諸路廉訪使に任じられ、その後まもなく断事官（jarghuchi）を授けられたということであるが、廉訪使任官自体に疑問を投げかける史料が存在する。

18 このト只児（Buġir）は『元史』巻123の布智児と同一人と見られる。後者は、憲宗モンケ・カンの時、「大都行天下諸路也可札魯忽赤（yeke jarghuchi）」になっている（村上正二訳注『モンゴル秘史・2』（1972年、平凡社東洋文庫209）、p.372-373、注45参照）

19 私がかつて「趙良弼と元初の時代」（『アジア史学論集』4号、2011年）p.25の注3）において検討した宣撫使についても、ここの断事官についてもモンゴル族を長として出しつつも多民族の有能な人物を含めた複数人体制でなければ職務の質は確保されなかったであろう。

20 これらの点については稿を改めて、耶律楚材の事跡とともに検討する予定である。

それは『元史』巻86・百官志2の記事で、そこには、

肅政廉訪司。国初，立提刑按察司四道，曰山東東西道，曰河東陝西道，曰山北東西道，曰河北河南道。…（至元）十二年，分置燕南河北道。每道，廉訪使二員，正三品。

という記事があって、これによれば、（肅政）廉訪使の官名は、モンゴル帝国の河北統治時期～元初には存在せず、正式には至元12年（1275年）に設けられ、それ以前、「国初」には、提刑按察使と呼ばれた「地方監察官」²¹であったということになる。これは太宗治世の初年に布魯海牙が漢地の燕南諸路廉訪使に任じられたとする『元史』布魯海牙伝の記事と矛盾し、奇妙である。

ところが、この『元史』百官志2の記事と矛盾する史料が、管見の限りでは、布魯海牙の他に2点認められる。一つ目は、『元朝名臣事略』巻13において「廉訪使楊文憲公」として立伝された、金末～モンゴル帝国期の士人、楊奐に関する史料であって、その記事のもとになった史料、すなわち著名な文学者元好問撰の「故河南路課税所長官兼廉訪使楊公神道之碑」によると²²、

戊戌（1238年）、天朝、挙選を開き、特に宣徳課税使の劉公用之に詔し、諸道進士を試せしむ。君、東平に試し、両ながら賦・論第一に中る。劉公、よりに君に委ねて雲・燕に考試せしむ。俄かに監試官に従い北上し、領中書省の耶律公に謁す。一たび見て大いに賞異を蒙り、力奏してこれを薦む。河南路徵収課税所長官兼廉訪使を宣授せらる。（戊戌、天朝開挙選、特詔宣徳課税使劉公用之、試諸道進士。君試東平、兩中賦論第一。劉公因委君考試雲・燕。俄從監試官北上、謁領中書省耶律公。一見大蒙賞異、力奏薦之、宣授河南路徵収課税所長官兼廉訪使。）

と記されている。この史料によると、楊奐は、戊戌の歳（1238年）に行われたモンゴル帝国唯一の科挙試験において「論策第一」の成績を得て、耶律公楚材の推薦もあって、「河南路徵収課税所長官兼廉訪使」を宣授されたと言うのである。

いま一つは、元・胡祇遹撰の「徳興燕京太原人匠達嚕噶齊王公神道碑」²³で、そこには、

六皇后、摂政するに、政を執る者、公（＝王徳真）を擬して西京等路廉訪使となす。先帝、南征するに、大臣また公、平陽・太原等路廉訪使たるべきを奏す。みな疾をもって辞す。（六皇后摂政、執政者、擬公（＝王徳真）為西京等路廉訪使。先帝南征、大臣又奏、公可為平陽・太原等路廉訪使。皆以疾辞。）

と記されていて、六皇后、すなわち太宗オゴデイの皇后トレゲネが摂政した時期（1241-46）にも、モンゴル政権下では太祖チンギス・カンによって孤児からその才を見いだされた王徳真に、漢地の官として、「西京等路廉訪使」・「太原等路廉訪使」といった廉訪使の官職を授けようとしていたことが分かるのである。

これら2つの事例は、布魯海牙の事例と共に、上掲の『元史』巻86・百官志2の記事とは矛盾すると共に、モンゴル帝国時代の漢地において、何らかの形で廉訪使の官職が設けられたことを示すものである。

私は、先掲した『元史』布魯海牙伝の下での2つの記述、

21 和田清編『中国官制発達史』（初版1942、影印版1982、汲古書院）、p.283。

22 『遺山先生文集』巻23参照。

23 『紫山大全集』巻16参照。

- ・ 辛卯，拜燕南諸路廉訪使，佩金虎符，賜民戸十。未幾，授断事官，使職如故。
- ・ 征討之際，隸軍籍者，憚於行役，往往募人代之。又軍中多逃歸者，朝廷下制，募代者杖百，逃歸者死。命（燕南諸路廉訪使・断事官）布魯海牙与断事官卜只兒，按順天等路，及至州県，得募人代者万一千戸，逃者十二人。

から推して，上で少し触れたように，モンゴル帝国における断事官（jarghuchi）に対応する漢地の官職の一つは，廉訪使ではなかったかと考えている²⁴。これらの二つの官職の職務がいずれも百官の監察という一面をもつことから妥当性は高いと思われる。なお，こうした漢地用の官職体系は，著名な耶律楚材が作り上げたものと見られ，その体系全般がモンゴル政権に必ずしも承認されたかどうかは難しいところであるが²⁵，モンゴル帝国の漢地支配のためには必須なものであったと見られる。なおこの点については稿を改めて論じるつもりである²⁶。

いずれにしても，布魯海牙は「廉訪使」拜命とともに，同時期に廉希憲が生まれたことで大変喜び，自分の一族を漢人風の「廉」の姓に改姓させるのである。問題の記事は，先に引用した『元史』布魯海牙伝の後半部分で，

初め布魯海牙，廉使を拜するに，命下るの日，子の希憲，たまたま生る。喜びて曰く，「我聞く，古は官をもって姓となす，天その廉をもって吾が宗の姓となすか」と。故に子孫，みな廉氏を姓とす。（初布魯海牙，拜廉使，命下之日，子希憲適生。喜曰，我聞，古以官為姓，天其以廉為吾宗之姓乎。故子孫皆姓廉氏。）

とある記事で，これによれば辛卯歳（太宗3年，1231年）に，布魯海牙が燕南諸路廉訪使に任じられ，その命が下った日に（第2子の）希憲が生まれたことから喜んで，以後，子孫皆「廉」姓を称したことになるのである。

清中期の錢大昕の『元史氏族表』によって²⁷，廉希憲一族の男子家系をまとめて見ると，下の表のようになり，廉希憲の世代から，一族が漢人風の廉姓を採用したこと，および一部の例外はあるものの，漢人風の名を名乗ったことが明瞭に分かる。

第1世代	第2世代	第3世代	第4世代	第5世代	第6世代
			廉希閔		
			廉希憲	廉孚	廉阿年八哈
				廉恪 廉恂 廉忱 廉恒 廉惇	

24 私は「趙良弼と元初の時代」（2011年，『アジア史学論集』4号）において，安撫使も断事官（jarghuchi）に対応する場
 合があることを指摘した，p25，注3）参照。

25 前田直典「元朝行省の成立過程」初出1945年，同『元朝史の研究』（1973年，東京大学出版会）所収，pp.147-158参照。

26 この点については，稿を改めて耶律楚材の官制整備について触れる際に，詳しく触れるつもりである。

27 『二十五史補編』（1937年，開明書店），第6冊所収，pp.8340-42。

牙児八海牙	吉台海牙	布魯海牙※	廉希恕 廉希尹 廉希顔 廉希愿 廉希魯 廉希貢 廉希中 廉希括		
			阿魯渾海牙	廉惠山海牙	
			廉希賢		
	益特思海牙				
	阿里普海牙				

※ 布魯海牙の孫は53人（『元史』布魯海牙伝）

ところで、廉希憲の父布魯海牙に漢姓を採用させることになった理由はどのようなものであったか、どのような当時の社会的背景があって、自分の子孫に漢人風の姓名を持たせたのであろうか、この点について次に見てみる。

2 廉希憲一族の改姓、および漢化と民族的アイデンティティー

(1) 廉希憲一族の改姓の背景

廉希憲、というかその父、布魯海牙のと言うべきであろう、その改姓の次第は、もともとは下に示した『元朝名臣事略』巻7・平章廉文正王条所収の「河内高公撰家伝」の記事に詳しい。

公は辛卯（1231年）五月二十五日をもって燕に生まる。たまたま孝懿公、廉訪使の命下り、孝懿、喜びて曰く、「この児は必ず吾が門を大いにす。吾聞けり、古は官をもって氏を受く、と。天、まさに廉をもって吾が宗に氏せしめんとす。吾、そのこれに従わん」と。族を挙げて命を承く。（公以辛卯五月二十五日生於燕。適孝懿公、廉訪使命下。孝懿喜曰、「是児必大吾門。吾聞、古者以官受氏。天將以廉氏吾宗乎。吾其從之。」挙族承命。）

これによれば、布魯海牙は「孝懿公」（孝懿は、『元史』布魯海牙伝によると諡である）と記されているが、廉訪使の命が下った時、希憲が誕生したことを喜び、「この児は必ず吾が門を大いにす」と言って、廉訪使の「廉」に因んで改姓したということになっている。ただし、廉希憲は布魯海牙の2番目の息子であって、その誕生を改姓と結びつけるのは少し理由としては弱い感じがする。私は、廉希憲が後に、兄弟一族中で飛び抜けて功績があったので、その誕生と改姓とを結びつけた後の作為ではなかったか、とも考えている。ただし、改姓の時期と場所は、おそらく燕南諸路廉訪使を拜命した1231年前後、燕京においてのことではあったらと思う。

そもそも、ウイグル人布魯海牙の一族は、廉希憲が生まれた1231年前後にはモンゴル支配下の燕京に在住していたが、それ以前、そして以後も漢地に居住していたことは間違いない。

まず、布魯海牙の居宅が燕京にあったことは、『元史』布魯海牙伝の次の記事から分かる。

布魯海牙は性として孝友なり。大宅を燕京に造り、畏吾国より母を迎え来居せしめこれに事う。禄を得るも私室に入らず。（布魯海牙、性孝友。造大宅於燕京、自畏吾国、迎母来居事之。得禄不入私室。）

これによれば、布魯海牙はいつごろからか不明ではあるが、大宅を燕京に建て、そこに畏吾（ウイグル）国ビシュバリクより母を呼んで、一緒に住んだのである。

布魯海牙が正確にいつ頃から燕京に居宅を設けたかは、明らかではない。ただ、金の中都燕京がモンゴル軍に陥ちたのが乙亥歳（1215年）のことであるが、チンギス・カンの宿衛になった布魯海牙が、太宗オゴデイの治世初めに実施された、耶律楚材主導の河北漢民の税賦調査のため、燕京で「財幣を総理」したのが太宗元年（1229）のことで、ここから布魯海牙の漢地との関係が始まるのである。そしてその後、トゥルイ妃の莊聖太后ソルクタニに取り立てられ、彼女所有の燕京・中山にある軍民匠戸を統括する任務にあてられ、また彼女の真定路中山府（定州）の店舎・園田と民戸20戸を賜り、真定路の達魯花赤（darughachi）を授けられた。

そして、辛卯歳（1231年）には、燕南諸路廉訪使そして断事官（jarghuchi）に任じられ、その年に燕京で廉希憲が生まれたわけであるから、太宗元年（1229年）以後、辛卯歳（1231年）までの間に燕京を中心とした漢地を往来し、居宅を設けたと考えるのが妥当ではないかと思われる。

また、『元史』巻126・廉希憲伝によれば、

九歳、家奴四人、五馬を盗み逃去す。既にして獲し、時に法において当に死すべきなれば、父、怒り、まさに有司に付せんとす。希憲、泣きてこれを諫止し、俱に死を免れる得。また嘗て母に侍して中山に居り、二奴、酔いて悪言を出すあり。希憲曰く、「これ我をもって幼しとなすなり」と。即ち府獄に送繫してこれを杖せしむ。みなその有識を奇とす。

（九歳、家奴四人盗五馬逃去。既獲、時於法当死、父怒、将付有司。希憲泣諫止之、俱得免死。又嘗侍母居中山、有二奴醉出悪言、希憲曰、是以我為幼也、即送繫府獄杖之。皆奇其有識。）

とあり、酔って悪言を発した奴2人に対して9歳になっていた廉希憲が少年らしからぬ対処をした事件が記録されているが、この事件は、先に廉希憲の母「魏国夫人」のところで引用した、『元朝名臣事略』巻7・「平章廉文正王」条所収、「河内高公撰家伝」の、

孝懿（＝父の布魯海牙）、北上し、魏国夫人は、留まりて中山に居り。豪奴の兩人あり、酒に酩して悪言を出す。公（＝廉希憲）、曰く、「これ我を幼しとなすなり」と。すなわち府獄に械繫し、これを杖せしむ。家人、悉く震懼し、あえて諱する者なし。（孝懿北上、魏国夫人留居中山。有豪奴兩人、酩酒出悪言。公曰、是幼我也。即械繫府獄、杖之。家人悉震懼、無敢諱者。）

に対応するもので、廉希憲が「また嘗て母に侍して中山に居」た時のことである。これを見ると、廉希憲が少なくとも9歳以前のある期間、孝懿すなわち父の布魯海牙が北上、おそらくモンゴリアに行った時期に、燕南路の中山府（定州）に居住したことが分かるのである。

なお王梅堂は、乾隆29年本『大清一統志』巻18・正定府・名宦条に布爾哈雅（＝布魯海牙）が載せられていることを一つの根拠として、布魯海牙が「南遷」した後、「正定府」（＝真定、中山）に居住したと述べているが、『大清一統志』巻18・正定府・名宦条に布魯海牙の名が載っている理由は、この『大清一統志』の編者が、後にクビライの時に「世祖時為正定宣撫使」と見ているからであって、そのように理解した根拠は、

『元史』布魯海牙伝の、後の記事「世祖即位、択信臣宣撫十道、命布魯海牙使真定」にある。それ故、まず言えることは、『大清一統志』の記事は世祖が十道宣撫使を設けた中統元年（1264年）のことを根拠に、布魯海牙と正定府のつながりを言っているものであって、王梅堂が『大清一統志』巻18の記事を引用したのは不適切で、本来は上で引用した『元朝名臣事略』巻7・「平章廉文正王」条所収、「河内高公撰家伝」の記事を出すべきであった²⁸。

28 王梅堂「元代内遷畏吾儿族世家 — 廉氏家族考述」, p.123. なお王梅堂は同処で、『元史』廉希憲伝の記事を「嘗系母居中

いずれにしても、以上のような経緯を見る時、燕京が復興しだしたオゴデイ治世（1229-41年）の初め頃から、彼ら一族は燕京に居宅を構え、やがて真定の中山に転居する生活の中で、彼ら一族は徐々に漢地の社会・文化に触れてゆく、そしてその過程中的辛卯歳（1231年）前後に、漢人風の「廉」姓を名乗ることを実行したものではないか、と考えられるのである。

なお、これとよく似た改姓の話が、私が以前扱った女真族の趙良弼一族の場合に認められる。

『元朝名臣事略』巻11・枢密趙文正公条所引・「牧庵姚公撰廟碑」には、金の女真族出身の趙良弼の曾祖父祚の時期に行われた漢姓「趙」への改姓の次第を記している。

部族の朮要甲をもって姓とし、金の祖を佐け遼・宋を平らぐの功あり（?）、世々千夫に長にして、真定の贊皇に戌せり。人の金の言を能くせざる者、譌りて趙家と為す。その曾大父の鎮国上將軍、諱は祚なる者、喜びて曰く、天、まさに我が家に華姓せしめんとするや、と。困りて趙姓たり。（以部族朮要甲姓、佐金祖平遼・宋功、世長千夫、戌真定贊皇、人不能金言者、譌為趙家。其曾大父鎮国上將諱 祚者、喜曰、天將華姓我家。因趙姓。）

この記事によって、女真族の趙良弼の曾大父（曾祖父）で、金の鎮国上將軍、諱が祚なる人物の時代に、移住し屯戌した真定府贊皇県において、「朮要甲」を「趙家」と聞き譌った、漢人の事例から、喜んで、「天まさに我が家に華姓せしめんとするや」と言っ、中国風の「趙」姓に改めたことが分かる²⁹。

これら両者の改姓の次第は、きわめて類似したパターン、つまり異民族の漢化の一つの指標である「漢姓採用」において、それを喜ぶ姿勢を打ち出しているわけで、このことは、これらウイグル族と女真族の両家の漢化がある程度成功したことを示すものではないかと思われるのである。

(2) 漢化 — 漢文化の摂取

廉希憲が19歳になった時のこととして、元明善「平章政事廉文正王（＝廉希憲）神道碑」には³⁰、次のような記事が載っている。

年十九、世祖の王邸に宿衛す。一日、その懐くところ、何なる書かを問う。対えて曰く、「孟子なり」と。また大指を問う、対えて曰く、「王道を陳べ義理を明らかにす、一牛に忍びず、恩は四海に充つ」と。上、これを善とし、嘗に王を廉孟子と呼べり。（年十九、宿衛世祖王邸。一日問其所懷何書。対曰、孟子。又問大指、対曰、陳王道明義理、不忍一牛、恩充四海。上善之、嘗呼王廉孟子。）

これによれば、19歳の時（1249年）、いまだ諸王であった（世祖）クビライの宿衛（ケシク）に入り、そのおり廉希憲が携行し座右に置いていた書が『孟子』で、その内容を聞いたクビライが誉めて「廉孟子」と呼んだという事実があったことが分かる。

こうした廉希憲の、儒学等の漢文化を学ぶ姿勢はどこからきたものであろうか。次にこの点について見る。前に引用した、元明善「平章政事廉文正王（＝廉希憲）神道碑」には、

山」と引用しているが、「系」は「侍」の誤りで、誤解を与える引用の仕方と言わざるを得ない。

29 この点については、拙稿「趙良弼について(一)」『北海史論』20号（2000年、北海道教育大学旭川校史学研究室）、pp.78-79参照。

30 元明善「平章政事廉文正王（＝廉希憲）神道碑」、『元文類』巻65所収。

王、蚤歳より已にして偉度を見したれば、魏国、明師を延べこれに教うるに経をもってし、輒ちその要言を掇し、これを行事に試せしむ。(王自蚤歳、已見偉度、魏国延明師教之以経、輒掇其要言、試諸行事。)

と書かれていて、この実母である魏国夫人が、廉希憲に儒学の教養を身につけさせた人物であったことが分かる。そして、ここに出ている「明師」が具体的に誰かは不明ながら、「経」を教えられたわけであるから儒学を学んだことは間違いない。なお、王梅堂「元代内遷畏兀儿族世家 — 廉氏家族考述」、およびそれを引用した王紅梅・楊富学「論元代畏兀儿人的儒学」では、この「魏国」を父の布魯海牙とするが³¹、元明善「平章政事廉文正王 (= 廉希憲) 神道碑」に、

司徒の十三男子、魏国の男は、曰く希閔、正奉大夫・蘄黄等路宣慰使なり。次は即ち王なり。(司徒十三男子、魏国之男、曰希閔、正奉大夫・蘄黄等路宣慰使。次即王。)

とあり、「神道碑」では父布魯海牙のことを「司徒」と読んでいるので、「魏国」とは母のことを指していると解さなければならない。契丹族石抹氏出身の母「魏国」の“賢母”ぶりが分かるというものである。廉希憲はこの母によって学問の道に志したわけである。

そして、廉希憲はこの母をきわめて愛していた。元明善「平章政事廉文正王 (= 廉希憲) 神道碑」にはその亡くなった時の模様を、

たまたま魏国薨じ、王、力めて喪礼を行い、水の口に入らざること三日。毎に働して嘔血し、毀瘠して幾んど滅性せんとするに至る。既にして葬せば、藉草枕塊して、終制に必ず。諸相、往きて起たしめ、いまだ廬所に至らざるに、その哭声の哀なるを聞き、言に忍ばずして退く。為に詔して奪情せしむ。(会魏国薨、王力行喪礼、水不入口者三日。每働嘔血、毀瘠幾至滅性。既葬、藉草枕塊、必於終制。諸相往起、未至廬所、聞其哭声之哀、不忍言而退、為詔奪情。)

と記していて、廉希憲のために儒学を学ぶ道を拓いた母への強い哀惜と、ウイグル民族に特徴的なものかは不明ながら、母への強い愛着が看取れるように思う。

この母によって方向付けられた学問への道は、ずっと後に、廉希憲が臨終の際に息子の恪と恂に残したという言葉、「吾疾不起矣。見惟多読書、以承父志」³²の中に現れており、彼が終生、行動する士人であるとともに、学問する人でもあったことをよく示している。

廉希憲はその後、14歳の頃、もと金の進士第一であった、儒士王鶚から学問を学んだ。『宋元学案補遺』卷99・宣撫默勒吉先生庫庫の条には、

世祖、潜邸に居り、選ばれて近侍となる。世祖、王文康鶚 (= 王鶚) の賢なるを聞き、使いを遣わし徴し至らしめ、先生 (= 宣撫默勒吉先生庫庫) と廉文正希憲 (= 廉希憲) に命じて、皆これに師事せしむ。(世祖居潜邸、選為近侍。世祖聞王文康鶚賢、遣使徴至、命先生与廉文正希憲皆師事之。)

とある。この記事と同じ内容の記事が、『元史』卷134・闊闊伝では、

31 王梅堂「元代内遷畏兀儿族世家 — 廉氏家族考述」、p.127。なお王梅堂を引用した王紅梅・楊富学「論元代畏兀儿人的儒学」(『欧亚学研究』(2009年)所収、p.3は同様の誤りをしている。

32 元明善「平章政事廉文正王神道碑」、参照。

闊闊、字は子清、もと蔑里吉氏の部族にして、世々不里罕哈里敦の地に居る。その俗は驍勇にして、騎射を善くし、諸族、頗るこれを憚る。国初、族を挙げて内附す。世祖、潜邸に居り、闊闊を選し近侍となす。歳甲辰、世祖、王鶚の賢にして兵を避け保州に居ることを聞き、使いを遣し徴至せしむ。問うに治道をもってし、闊闊と廉希憲とに命じて皆、これに師事せしむ。(闊闊字子清、本蔑里吉氏部族、世居不里罕哈里敦之地。其俗驍勇、善騎射、諸族頗憚之。国初挙族内附。世祖居潜邸、選闊闊為近侍。歳甲辰、世祖聞王鶚賢避兵居保州、遣使徴至、問以治道、命闊闊与廉希憲皆師事之。)

と書かれている。先の庫庫 (k'uo - k'uo) は、ここでは闊闊 (k'uo - k'uo) で³³、黙勒吉先生の黙勒吉は、蔑里吉氏の部族と書かれた蔑里吉のことで、後者はモンゴル系部族の一つであったメルキト (Merkid) 部族を指すものである。

このココ (庫庫あるいは闊闊) の息子、堅童は、同伝によれば、幼くして孤児となるが、父と同じく王鶚そして許衡に学び、漢人的な知識人官僚となるのである³⁴。この『元史』闊闊伝の記事に見ると分かるように、クビライが、諸王の時代に王鶚を招聘したのは、「歳甲辰 (1244年)」のことで、廉希憲14歳の時のことになる。

また『元史』巻160・王鶚伝を見ると、

(王鶚) 歳余にして、還らんことを乞う。賜うに馬をもってし、仍りて近侍の闊闊、柴禎ら五人に命じて、これに従い学ばしむ。繼いで命じて居を大都に徙さしめ、宅一所を賜る。(歳余 (王鶚) 乞還。賜以馬、仍命近侍闊闊・柴禎等五人徙之学。繼命徙居大都、賜宅一所。)

とあるので、この当時、というか王鶚が帰還する前後にクビライの命令で彼から学ぶことになった者は、ウイグル族の廉希憲、モンゴル系メルキト部族の闊闊 (庫庫, k'uo - k'uo) の他、漢人と見られる柴禎が入り、その他2名の総計5人であったことになる。この記事によれば、王鶚が漢地に帰還する時にクビライの命令があり王鶚に学ぶことになったわけなので、帰還の年³⁵、「丙午 (1246年)」の年から、彼ら5人は漢地で王鶚に学ぶことになったのである。当時、廉希憲は16歳であった。

なお判明している3人目の人物、柴禎については、『元朝名臣事略』巻12・内翰王文康公 (王鶚) 条所収「太常徐公撰墓碑」に、

かつて門人に謂いて曰く、「分章析句はすなわち経生挙子の業にして、これを致知格物の理に求むるは、則ち懵如なり。己の為にするの学は、まさに究理をもって先となすべし」と。故に一時の学ぶ者、翕然としてみなこれを師尊す。中書左丞の濶濶子清、右三部尚書の柴禎の輩のごときは、みな公の門より出ず。(嘗謂門人曰、分章析句、乃経生挙子之業、求之於致知格物之理、則懵如也。為己之学、当以究理為先。故一時学者翕然咸師尊之、如中書左丞濶濶子清、右三部尚書柴禎輩、皆出公門。)

とあるので、柴禎とは後に右三部尚書になった柴禎であったことが分かる。そしてここで、きわめて重要なことは、王鶚が教えたことは「致知格物」「究理」の学であったことを記していることである³⁶。

33 前掲『漢字古今音彙』, p.87. 2322およびp.375, 10536を参照。

34 『元史』巻134・闊闊伝に、「子堅童、字永叔、少孤、甫十歳、即従王鶚游。既長、奉命入国学、復従許衡游」とある。

35 『元朝名臣事略』巻12・内翰王文康公条所収、「李愷撰言行録」、丙午春条参照。

36 安部健夫は王鶚を「文章派」とし、竇黙・許衡らの「徳行派」と対比するが(「元代知識人と科挙」(初出1959年)、『元代史の研究』所収。pp.44-45)、ここを見るとあまりに簡単に分けるすぎるようにも思われる。

なお、万暦36年刻本『保定府志』巻34・人物志3に、

柴禎、字周卿、易州易県人。父従吉、倜儻不群。尚気節、累致貲富、隨即散去。嘗欲請建太廟、以享祖宗、任漢官、以嚴省署等数事、未及敷陳而卒。禎、世祖時、為東平路宣撫副使、南京路宣慰使、四川行樞密院事、進官嘉議大夫、拜右三部尚書。弟梈、任祁州知州。

とあって、柴禎が柴従吉の息子で、柴従吉は太廟建設を進言して、モンゴル政権下で「漢官」になった者であったことが分かる。太廟建設は、『元史』巻5によれば、世祖の中統4年（1263年）3月のことであるが、上の経緯から見て、柴従吉の「漢官」任官はそれより以前のことであった筈である。モンゴル人で太廟建設の意義を理解出来たのはおそらく、中国文化にどちらかと言えば理解を示すことが出来たクビライにおいてであり、それ故、柴禎は父の蔭でまず諸王クビライのもとで召しかかえられ、王鶚から学問を教わる若手の一人として指名されたものと見られる。また、上の史料から、柴禎は、王鶚が戻ることになる保定路の、易州易県の出身者であったこともわかる。

王鶚の帰還については、彼が漠北にいたのは2年、丙午の歳（1246年）に、王鶚が「年老にして再びは冬寒を歴すべからず」ということで³⁷、クビライの命で漢地に帰されたわけであるが、その場所は、まずは漢人世侯張柔が以前、彼のために設けた保州（＝保定路）の館³⁸であったと見られる。そして、その後、先引の『元史』王鶚伝に記されていたように、大都（＝燕京）に宅を賜るわけであるが、この時はクビライが大ハンになった時のことの筈である。

このように漢人儒士、王鶚のもとに、ウイグル民族の廉希憲、モンゴル系メルキト（Merkid）部族のココ（闊闔または庫庫）、そして漢民族の柴禎などが、中国的な「致知格物」・「究理」の学問、すなわち宋学と言えようが、それを学ぶため集まっていたのであって、年少の廉希憲はその一人であったのである。

先に私は、元明善「平章政事廉文正王（＝廉希憲）神道碑」の記事から、廉希憲が19歳の時（1249年）に諸王クビライの宿衛（ケシク）に入り、彼が語る『孟子』の内容を聞いたクビライが誉めて「廉孟子」と呼んだという事実があったことを述べたが、こうした廉希憲の教養の背景は、これまで述べた年少時代の学問の経歴から理解出来よう。

(3) 廉希憲一族の民族的アイデンティティー

清中期の錢大昕『元史氏族表』巻2によれば、廉希憲は、「一名忻都」の名を持っていた。その名が付けられたのは希憲が生まれた時で、既述したように、それは希憲の父布魯海牙が「廉」に改姓した頃に当たる。つまり、別名、より正確にはウイグル民族名として、忻都 (xjæn (hin) - tuo (to), Kändü? ³⁹) の名を持っていたのである。『元史』廉希憲伝を見ると、字が善甫とあり、忻都の名は収録されず、民国初めの柯劭忞撰の『新元史』廉希憲伝は、錢大昕『元史氏族表』巻2に拠ったらしく、「一名忻都」とする。忻都という名については、元寇でモンゴルの征東都元帥の名などがやはり忻都であって、ウイグル民族の名としては微妙な点もある。しかし、王徳毅・李栄村・潘柏澄編『元人伝記資料索引』を見ると22人の「忻都 (Qindu)」

37 『元朝名臣事略』巻12・内翰王文康公（王鶚）条所収「言行録」参照。

38 『元朝名臣事略』巻12・内翰王文康公（王鶚）条所収「太常徐公撰墓碑」に、「蔡陥、万戸張柔素聞公名、輦之北渡、館于保州者余十年、深自韜晦、若將終身焉」とある。

39 周法高主編『漢字古今音彙 A Pronouncing Dictionary of Chinese Characters in Archaic & Ancient Chinese, Mandarin & Cantonese』(1974年初版、香港中文大学)、p.97, 2563およびp.359, 10024参照。前掲、山田信夫『ウイグル文契約文書集成』、p.260 Kändü-により、ケンドゥ Kändüをウイグル名として仮定的に出す。

の名を持つ人物を収録しており、そのうち9例ほどが回回人・畏吾人・西域人などであり、また武威・永昌鎮の、北庭出身ウイグル貴族の忻都の碑文「大元勅賜追封西寧王忻都公神道碑」を見れば⁴⁰、ウイグル族の名称と見てよい。上の錢大昕がどのような史料によって「忻都」としたかは不明であるが、そこには間違いなく典拠があった筈で、廉希憲は誕生時に、ウイグル的名称の忻都の名を、父布魯海牙より与えられたものと言える。

なお、その母は、先に述べた、(西遼)の居里(菊兒、=直魯克(チュルク)?)可汗の戚族の石抹(または耶律)氏、すなわち魏国夫人で、契丹族であった。

これらのことは、私が以前検討した、女真族の趙良弼の一族が、漢名とともに女真族の名を持っていたことと、まさにパラレルなのであって、漢人が多かった燕京の地で生まれた廉希憲は、ウイグル民族として正式な名前を付けられるとともに、その誕生の頃に、父の布魯海牙は一族ごと、「廉」姓に改姓し、そしてやがて漢人名希憲を与えたわけであるが、彼らの本来の民族名は、彼ら自身の民族的アイデンティティの拠りどころとなったものと思われる。

さらに廉希憲すなわち忻都が、いつ妻を迎えたかは不明であるが、元明善「平章政事廉文正王(=廉希憲)神道碑」によれば、

夫人の偉吾氏は、先朝の貴臣の孟蘇速の女なり。一男を生み、曰く、孚、正議大夫・僉遼陽行省事なり。三女、監吉州路の淑丹に適ぐ、監嘉興路の撒里蛮に適ぐ、知雜造総管府事の蛮資に適ぐ。…夫人の完顔氏は、知中山府事の海撒の女なり。…五男を生む、曰く、恪、通議大夫・台州路総管なり。恂は、榮禄大夫・中書平章政事なり。忱は、同知沔陽府事なり。恒は、資徳大夫・御史丞なり。惇は、太中大夫・西蜀四川道肅政廉訪使なり。三女、參知政事劉緯に適ぐ、安撫使李恭に適ぐ、管軍万戸の何徳温に適ぐ。(夫人偉吾氏、先朝貴臣孟蘇速女也。生一男、曰孚、正議大夫・僉遼陽行省事。三女、適監吉州路淑丹、適監嘉興路撒里蛮、適知雜造総管府事蛮資。…夫人完顔氏、知中山府事海撒女。…生五男、曰恪、通議大夫・台州路総管。恂、榮禄大夫・中書平章政事。忱、同知沔陽府事。恒、資徳大夫・御史丞。惇、太中大夫・西蜀四川道肅政廉訪使。三女、適參知政事劉緯、適安撫使李恭、適管軍万戸何徳温。)

とあり、彼にはウイグル(偉吾)人孟速思の(長女であった)夫人と、女真族ワンヤン(完顔)氏と呼ばれた夫人がいて、それぞれとの間に息子・娘がいた。息子・娘のそれぞれに関しては王梅堂が概略的な検討を加えていて詳しい面もあるが⁴¹、そこで特に指摘されたわけではないが逆に重要と思われる点は、両夫人ともが漢民族出身者ではないということである。一定の漢化をした廉希憲ではあったが、漢民族出身の女性を妻とはしなかったわけである。なお元中期の程鉅夫撰「武都智敏王(=孟速思)述徳之碑」には、

女二、長適平章政事廉某、次適畏兀兒氏。

とあり、ウイグル族の功臣、孟速思の長女が「平章政事の廉某」に嫁いだことが記されているが、この「廉某」が、なぜこのように書かれたかは不明であるが、廉希憲だったわけである。なおついでながら、ウイグル族の孟速思(黙色斯)は、チングスカンに見いだされた後、トゥルイの妃の莊聖皇后の(湯沐)邑からの会計を視ていたというから⁴²、廉希憲の父の布魯海牙と同一の任務につき、互いにウイグル族だったことも

40 『元人伝記資料索引』(初版1979-82年、1987年、中華書局)、pp.2550-2552参照。『新疆図志』巻89、金石2参照。

41 王梅堂「元代内遷畏吾儿族世家 — 廉氏家族考述」、pp.126, 130-32。

42 程鉅夫撰「武都智敏王(=孟速思)述徳之碑」に、「(太祖)授之睿宗、俾視顯懿莊聖皇后邑入会計、恰当」とある。

あり、面識があったものと考えられる。

またさらに、廉希憲の父、布魯海牙の妻が契丹族石抹氏の女性であったということも注意する必要がある。

さらについでながら、廉希憲一族と漢民族の関連と言うということ言えば、廉希憲の娘は6人いて、そのうちのウイグル（偉吾）族夫人との間にもうけた3人はウイグル族らしき3人に嫁いでいるが、ワンヤン（完顔）族の夫人との間にもうけた3人が漢人らしき人物に嫁いでいる。しかし、一定の漢化を行った廉希憲自身、そして父の布魯海牙も、漢民族の夫人をもらっていない。このことは彼ら自身が立っていた位置が、必ずしも漢民族的な立場に全面的に立っていたわけではなかったことをよく示している。

小 結

モンゴル帝国～元代のモンゴルの中国支配の特色については、「又少数の支配民族である蒙古人は、支那文化に対抗するため西域の文化を移入し、その文化保有者である諸色目人を自己の協力者とし、これに主として財政・経済の権限を委ねたのも一特徴である」⁴³とするのが代表的なもので、それは事実の一面をついている点もあるが、小稿で述べたように、それとは全く逆の傾向もあった。すなわち、色目人でウイグル民族の廉希憲や、モンゴル系メルキト（Merkid）部族のココ（闊闊または庫庫）が漢民族の儒士王鶚に、理学などを学び、別稿で触れるが、それを政治姿勢に応用し経世済民の政治を行ってゆくわけである。そしてこうした傾向は、旧金朝治下の河北に住んだ「漢人」、耶律楚材や、私が以前扱った趙良弼などの場合も含め、必ずしも稀なものであったとは言えないようである。

「はじめに」で引用したように、民国から現代中国にかけての研究者であった陳垣は、その著『元西域人華化考』の巻2において、

元の色目人中で理学の名臣と称するに足る者は、廉希憲をもって第一とする。廉希憲の系譜はウイグル族から出ている、中原からはるかに遠く、（儒学者の）高智耀がタンゲート族出身であったのと較べても、華化の恩恵にあずかるのは2倍、難しかったはずである。にもかかわらず、廉希憲の篤信好学の姿勢は、高智耀を上回る。尊ぶべきである。

と記し、畏吾児（ウイグル）人廉希憲が「理学の名臣」であって、西夏出身の高智耀より「華化」（Sinicization）の困難があったにもかかわらず、高智耀より「篤信好学」であったと激賞した。こうした見方は、小稿が述べてきた点と重なる点もあるが、視点を変えてみれば、陳垣が行った廉希憲の漢化に関する評価は、あくまで漢民族の立場から激賞した趣き無しとは言えないようである。そしてこうした立場の問題点は、そのように一面的な角度から見ることによって、廉希憲という色目人に分類されたウイグル人の民族的なアイデンティティを見えなくしてしまう恐れがあるという点である。

また最近では、王梅堂が、ウイグル民族廉希憲の家族関係を概略しつつ、廉希憲を各民族を融合させて「中華民族」という「新民族」を作り上げた功績者と評価しているが⁴⁴、この観点も結局は漢（＝中華）民族中心の立場から見過ぎていた点が無きにしも非ず、と言わざるを得ない。

『元朝名臣事略』巻7・平章廉文正王条所収の「河内高公撰家伝」を見ると、廉希憲が至元12年（1275年）に新降の江陵に省事を行うことを命じられた時、現地の旧南宋の官僚たちが懐疑したので、その時に彼が言っ

43 東亜研究所編『異民族の支那統治史』（1944年初版、大日本雄弁会講談社）、p.151参照。

44 王梅堂「元代内遷畏吾児族世家 — 廉氏家族考述」、p.126。

たという言葉が収録されている。

今、天下は一家にして、皆、大元の臣子なり。君ら疑うなかれ。(今天下一家、皆大元臣子也。君等勿疑。)

この言葉を見ると、廉希憲のよって立つ立場が、「中華 (= 漢) 民族」というより、もっと民族的に広い「天下一家」という理念的に全世界を意味した広がりがあったことを示していると言わざるを得ないのである。

(旭川校教授)